

企画競争実施の公示

令和 6年 9月24日

近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長
小林 侑

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1)業務名 和歌山河川国道事務所広報支援業務
- (2)業務内容 本業務は和歌山河川国道事務所が実施する式典運営の企画・運営補助を行うものである。
- (3)履行期限 令和 7年 3月31日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時点までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 技術者等に関する要件
配置予定技術者は平成26年度以降公示日までに完了した業務において、下記に示される同種、類似業務の実績を1件以上有すること。
同種業務：公共施策に関する式典運営業務
類似業務：公共施策に関する広報業務
- (5) 業務執行体制に関する要件
企画提案書を提出する者（企業）、平成26年度以降公示日までに完了した業務において、下記に示される同種、又は類似業務の実績を1件以上有すること。
同種業務：公共施策に関する式典運営業務
類似業務：公共施策に関する広報業務
- (6) 和歌山河川国道事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に

基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、デジタル庁会計担当参事官、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和6年3月29日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。

- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (9) 本業務における情報保全にかかる履行体制に関する資料を、提出し入札書の提出期限までにその同意を得ること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒640-8227 和歌山県和歌山市西汀丁16番

近畿地方整備局和歌山河川国道事務所 経理課 契約第一係

電話073-402-0261 **E-mail** kkr-ekimu-65@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和6年9月24日から令和6年10月9日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時00分から16時00分まで
ただし、最終日は12時00分までとする。

場所：3. (1)に同じ。

方法：原則として電子メールにて交付を行う。

電子メールに説明書交付申請書（別紙）を添付し提出すること（着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「調達案件名」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は書面にて交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は3. (1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和6年10月9日12時00分

場所：3. (1)に同じ。

方法：電子メールにより企画提案書を添付し提出すること。（電子メールの場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること、着信を確認すること）。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。

説明書交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局
和歌山河川国道事務所長 小林 侑 宛

下記件名の説明書を交付願います。

**※資料の交付を申請する場合は、本紙を<kkk-ekimu-65@gxb.mlit.go.jp>までメールで
送付してください。**

件 名： _____

会 社 名： _____

担当者氏名： _____

電 話 番 号： _____

メールアドレス： _____

※メールにて交付資料を受領されましたら、
「その旨メールをご返信いただくか」または
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____